#### 平成十三年国土交通省令第九十二号

解体工事業に係る登録等に関する省令

解体工事業に係る登録等に関する省令を次のように定める。 設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第五章の規定に基づ

二十一条第一項に規定する許可を受けたときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならな 解体工事業者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「法」という。) 第

(登録の更新の申請期限

ればならない。 その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の三十日前までに当該登録の更新を申請しなけ 解体工事業者は、法第二十一条第二項の規定による登録の更新を受けようとするときは、

別記様式第一号によるものとする

第三条 法第二十二条第一項に規定する申請書は、 (登録申請書の添付書類)

法第二十二条第二項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

じ。)が法第二十四条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面 含む。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっ 員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を てはその法定代理人(法人である場合にあっては、当該法人及びその役員。第三号において同 談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社 にあってはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相 解体工事業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)が法人である場合 Ŧi.

一 登録申請者が選任した技術管理者が第七条に定める基準に適合する者であることを証する

三 登録申請者 (法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を 有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。)の住所、 生年月日等に関す

登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

該法定代理人の登記事項証明書 登録申請者(未成年者である場合に限る。)の法定代理人が法人である場合にあっては、 当

の利用ができないときは、登録申請者に対し、 きないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるそ 三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその提供を受けることがで 十一号)第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード (同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第 都道府県知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八 住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させる

定代理人(法人である場合にあっては、その役員)) 年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、 +者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者(当該登録申請者が営業に関し成

登録申請者が法人である場合にあっては、 その役員

三 登録申請者が選任した技術管理者

3

法第二十二条第二項及び第一項第一号の誓約書の様式は、別記様式第二号とする

事項を証するに足りる書面とする。 第一項第二号の書面は、実務の経験を証する別記様式第三号による使用者の証明書その他当該

5 第一項第三号の調書の様式は、 別記様式第四号とする

(登録簿の様式)

第五条 る。 法第二十三条第一項に規定する解体工事業者登録簿は、 別記様式第五号によるものとす

(変更の届出)

第六条 法第二十五条第一項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次に掲げる ものであるときは、当該各号に掲げる書面を別記様式第六号による変更届出書に添付しなければ ならない。

る。) 登記事項証明書 法第二十二条第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限

二 法第二十二条第一項第二号に掲げる事項の変更 登記事項証明書 (商業登記の変更を必要とする場合に限る。)

及び第三号の書面 法第二十二条第一 項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第四条第一項第一号

法第二十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 第四条第一項第一号、 第三号及び第五号の

法第二十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 第四条第一項第二号の書面

2 都道府県知事は、第四条第二項各号に掲げる者に係る本人確認情報のうち住民票コード以外の る部分に限る。) の規定によるその利用ができないときは、 によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係 ものについて、住民基本台帳法第三十条の十一第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定 の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。 変更の届出をした者に対し、

(技術管理者の基準)

第七条 法第三十一条に規定する主務省令で定める基準は、 ることとする。 次の各号のいずれかに該当する者であ

次のいずれかに該当する者

治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。次号において同じ。)を卒業した(同八号)による大学を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明 木工学等に関する学科」という。)を修めたもの 学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科 (次号において「土 法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後二年以上実務の経験を有する者 等教育学校を卒業した後四年以上又は同法による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十 で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する 解体工事に関し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(旧中等学校 (昭和十八年勅令第三十六号) による実業学校を含む。次号において同じ。) 若しくは中

解体工事に関し八年以上実務の経験を有する者

管理若しくは二級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とす 理若しくは二級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は一級の建築施工 設機械施工管理(種別を「第一種」又は「第二種」とするものに限る。)、一級の土木施工管 第一項第二号において同じ。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理若しくは二級の建 建設業法(昭和二十四年法律第百号)による技術検定(第二次検定に限る。第七条の十八

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受け

ホ 級のとび・とび工とするものに合格した者又は検定職種を二級のとび若しくはとび工とする ものに合格した後解体工事に関し一年以上実務の経験を有する者 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定のうち検定職種を一

- 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門と
- 規定により国土交通大臣の登録を受けた講習(以下「登録講習」という。)を受講したもの 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は次条から第七条の四までの 了した場合を含む。)後一年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学等に関する学科 は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した(同法による専門職大学の前期課程を修 解体工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後三年以上又
- 第七条の十七、第七条の十八及び第七条の二十一において準用する第七条の三の規定により1 解体工事に関し七年以上実務の経験を有する者
- 』 国土交通大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有するものと認定した者国土交通大臣の登録を受けた試験(以下「登録試験」という。)に合格した者
- 第七条の二 前条第二号の登録は、登録講習の実施に関する事務(以下「登録講習事務」という。) (登録の申請)
- を行おうとする者の申請により行う。
- 前条第二号の登録を受けようとする者(以下「登録講習事務申請者」という。)は、 次に掲げ
- る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 登録講習事務を行おうとする事務所の名称及び所在地登録講習事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 登録講習事務を開始しようとする年月日
- 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。四 講師の氏名、略歴及び担当する科目(第七条の六第一号の表の上 |欄に掲げる科目をいう。)
- 個人である場合においては、次に掲げる書類
- 住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 法人である場合においては、次に掲げる書類 登録講習事務申請者の略歴を記載した書類
- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面
- 申請に係る意思の決定を証する書類
- 持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員をいう。 5分会社をいう。) にあっては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。) の氏名及び略歴を役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する
- 講師が第七条の四第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者であることを証する
- その他参考となる事項を記載した書類登録講習事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面 登録講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
- (欠格条項
- **第七条の三** 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第七条第二号の登録を受けることが できない。
- 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることが
- 二 第七条の十三の規定により第七条第二号の登録を取り消され、その取消しの日から起算してなくなった日から起算して二年を経過しない者 一年を経過しない者
- 三 法人であって、登録講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの (登録の要件等)
- 第七条の四 国土交通大臣は、第七条の二の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適 合しているときは、 その登録をしなければならない

2

- 次のいずれかに該当する者が講師として登録講習事務に従事するものであること。 第七条の六第一号の表の上欄に掲げる科目について講習が行われるものであること
- 技術管理者となった経験を有する者
- 目に関する研究により博士の学位を授与された者 教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は土木工学若しくは建築工学に属する科 学校教育法による大学において土木工学若しくは建築工学に属する科目の教授若しくは准
- 第七条第二号の登録は、登録講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。ハ 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
- 登録年月日及び登録番号

2

- に法人にあっては、その代表者の氏名 登録講習事務を行う者(以下「登録講習実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並
- 登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- (登録の更新) 登録講習事務を開始する年月日
- 第七条の五 第七条第二号の登録は、五年ごとにその更新を受けなけれ て、その効力を失う。 ば、その期間の経過によっ
- 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する
- (登録講習事務の実施に係る義務)

2

- 第七条の六 登録講習実施機関は、 げる基準に適合する方法により登録講習事務を行わなければならない。 公正に、かつ、第七条の四第一項各号に掲げる要件及び次に掲
- 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、 下欄に掲げる時間以上登録講習を行うこと。

法に関する科目	三 解体工事の施工方	の管理に関する科目	二 解体工事の技術上			令に関する科目	一 解体工事の関係法	科目
法に関する科目 事の施工方法に関する事項	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工	上の管理に関する事項	解体工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術	に関する事項	する法律(平成十二年法律第百四号)その他関係法令	第百三十七号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律	内容
							七時間	時間

- て登録講習を行うこと。
- 登録講習を実施する日時、場所その他登録講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示す講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- Ŧi. 登録講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- う。)を交付すること。 登録講習を修了した者に対し、別記様式第六号の二による修了証 (以下単に 「修了証」とい
- **第七条の七**登録講習実施機関は、第七条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更し ようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、 (登録事項の変更の届出)

その旨を国土交通大臣に届け出なけ

ればならない。

(規程)

第七条の八 登録講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録講習事務に関する規程を定め、 当該事務の開始前に、 同様とする。 国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとき

登録講習事務を行う時間及び休日に関する事項

登録講習に関する料金の額及びその収納の方法に関する事項登録講習事務を行う事務所及び登録講習の実施場所に関する事

講師の選任及び解任に関する事項 登録講習の日程、公示方法その他の登録講習事務の実施の方法に関する事

登録講習に用いる教材の作成に関する事項

終了した登録講習の教材の公表に関する事項

登録講習事務に関する秘密の保持に関する事項 修了証の交付及び再交付に関する事項

登録講習事務に関する公正の確保に関する事項

不正受講者の処分に関する事項

その他登録講習事務に関し必要な事項 第七条の十四第三項の帳簿その他の登録講習事務に関する書類の管理に関する事項

(登録講習事務の休廃止)

第七条の九 登録講習実施機関は、登録講習事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする ときは、 あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならな

休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、 :止し、又は廃止しようとする登録講習事務の範囲 その期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

休止又は廃止の理由

成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を 作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。 って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作 方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ 対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的 登録講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借 3 2

録講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。 つでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、 登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習実施機関の業務時間内は、 登 V

財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

前号の書面の謄本又は抄本の請求

を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項

実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録講習 れ、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信さ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続

作成することができるものでなければならない。 前項第四号イ又は口に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を イルに情報を記録したものを交付する方法

電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもって調製するファ

必要な措置をとるべきことを命ずることができる .適合しなくなったと認めるときは、当該登録講習実施機関に対し、 国土交通大臣は、登録講習実施機関の実施する登録講習が第七条の四第一項の規定 同項の規定に適合するため

第七条の十二 習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ きは、当該登録講習実施機関に対し、同条の規定による登録講習事務を行うべきこと又は登録講 国土交通大臣は、登録講習実施機関が第七条の六の規定に違反していると認めると

登録講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて登録講習事務の全部若しくは第七条の十三 国土交通大臣は、登録講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該

部の停止を命ずることができる。

第七条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

正当な理由がないのに第七条の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。第七条の七から第七条の九まで、第七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき

前二条の規定による命令に違反したとき。

又は虚偽の報告をしたとき。

第七条の十五の規定による報告を求められて、報告をせず、

不正の手段により第七条第二号の登録を受けたとき。

五四

(帳簿の記載等)

第七条の十四登録講習実施機関は、 ればならない。 登録講習に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなけ

講習の実施年月日

講習の実施場所

受講者の受講番号、

必要に応じ登録講習実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、 修了年月日 氏名及び生年月

ル又は電磁的記録媒体を含む。)を、登録講習事務の全部を廃止するまで保存しなければならな ときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。 登録講習実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイ

4 登録講習実施機関は、 ならない。 次に掲げる書類を備え、 登録講習を実施した日から三年間保存しなけ

登録講習の受講申込書及び添付書類

終了した登録講習の教材

(報告の徴収)

第七条の十五 国土交通大臣は、登録講習事務の適切な実施を確保するため必要があると認めると きは、登録講習実施機関に対し、 (公示) 登録講習事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第七条の十六 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、 その旨を官報に公示しなければならない。

第七条第二号の登録をしたとき。

第七条の七の規定による届出があったとき。 第七条の九の規定による届出があったとき。

第七条の十三の規定により登録を取り消し、又は登録講習事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

2 第七条の十七 第七条第三号の登録は、登録試験の実施に関する事務(以下「登録試験事務」 う。)を行おうとする者の申請により行う。

げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 第七条第三号の登録を受けようとする者(以下「登録試験事務申請者」という。) 登録試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 は、 次に掲

登録試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イからハまでのいずれかに該当する者にあっては、そ1 登録試験委員(次条第一項第二号に規定する合議制の機関を構成する者をいう。以下同じ。)

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない 個人である場合においては、次に掲げる書類

住民票の抄本又はこれに代わる書面

法人である場合においては、次に掲げる書類1 登録試験事務申請者の略歴を記載した書類

定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書

役員の氏名及び略歴を記載した書類 申請に係る意思の決定を証する書類

三 登録試験委員のうち、次条第一項第二号イからハまでのいずれかに該当する者にあっては その資格等を有することを証する書類

ない者であることを誓約する書面 登録試験事務申請者が第七条の二十一において準用する第七条の三各号のいずれにも該当し 登録試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

六 その他参考となる事項を記載した書類 (登録の要件等)

第七条の十八 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合し ているときは、その登録をしなければならない。

次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める人数以上含む十次条第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。

名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるも のであること。

門とするものに合格した者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認め 若しくはこれらの職にあった者若しくは技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部 学校教育法による大学において土木工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、

若しくはこれらの職にあった者若しくは建築士法による一級建築士の免許を有する者又は国 土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名 学校教育法による大学において建築工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、

がこれらの者と同等以上の能力を有すると認める者 二名 理とするものに合格した後解体工事に関し五年以上の実務経験を有する者又は国土交通大臣 建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理若しくは一級の建築施工管

2 第七条第三号の登録は、登録試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 登録年月日及び登録番号

に法人にあっては、その代表者の氏名 登録試験事務を行う者(以下「登録試験実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並び

登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地

基準に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。 :七条の十九 登録試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる (登録試験事務の実施に係る義務) 登録試験事務を開始する年月日

の下欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。 次の表の上欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、 同表

> 科目 Ŧi. 兀 に関する科目 関する科目 する科目 する科目 に関する科目 解体工事の技術上の管理 解体工事の実務に関する 解体工事の工法及び機器 解体工事の施工方法に関 土木工学及び建築工学に 解体工事の関係法令に関 解体工事の実務に関する事項 解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、 解体工事に係る木造、 解体工事の施工計画、施工管理、 構造力学、材料学その他の基礎的な土木工学及び建 築工学に関する事項 構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項 る資材の再資源化等に関する法律その他関係法令 技術上の管理に関する事項 に関する事項 鉄筋コンクリート造その他の 安全管理その他の 建設工事に係 三時 時間 分 三 十間

ること。 登録試験を実施する日時、 場所その他登録試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示す

登録試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること

終了した登録試験の問題及び合格基準を公表すること。

証明書」という。)を交付すること。 登録試験に合格した者に対し、別記様式第六号の三による合格証明書(以下 「登録試験合格

(規程)

Ŧi.

第七条の二十 登録試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録試験事務に関する規程を定 きも、同様とする。 当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとすると

登録試験事務を行う時間及び休日に関する事項

登録試験の受験の申込みに関する事項

登録試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項

登録試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項

登録試験の日程、公示方法その他の登録試験事務の実施の方法に関する事

登録試験委員の選任及び解任に関する事項

五.

登録試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

終了した登録試験の問題及び合格基準の公表に関する事項

合格証明書の交付及び再交付に関する事項

登録試験事務に関する秘密の保持に関する事項

登録試験事務に関する公正の確保に関する事項

不正受験者の処分に関する事項

理に関する事項 次条において準用する第七条の十四第三項の帳簿その 他の登録試験事務に関する書類の管

十四 その他登録試験事務に関し必要な事項

(準用規定)

第七条の二十一 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 定は、登録試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中 第七条の三、第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十六までの規 同

第七条の三 試験は

(施行期日)			(票哉の掲示)
附 則 (平成一八年三月二八日国土交通省令第一六号)この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。	の九	第七条の九	第七条の十六第三号
(、) (平成一七年三月二八日国土交通省令第二一号) 省令は、公布の日から施行する。	の七の七一において準用する第七条	第七条の七	第七条の十六第二号
(施行期日)	用紙	教材	
附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄	受験申込書	受講申込書	
は	登録試験	登録講習	第七条の十四第四項各号
附 則 (平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号)	合格年月日	修了年月日	
は、公	受験番号	受講番号	
附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)	受験者	受講者	
掲げる規定の施行の日から施行する。	登録試験に	登録講習に	第七条の十四第一項
る部分及び司条第五項中法第十三条第三項に規定する措置に係る部分は、法附則第一条第二号にする。ただし、第九条第四項中法第十三条第一項及び第二項の規定による書面又はその写しに係	の十五 第七条の二十一において準用する第七条	第七条の十五	第七条の十三第五号
この省令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十三年五月三十日)から施行  附 則	の十一又は前条第七条の二十一に表して準用する第七条	前二条	第七条の十三第四号
閉鎖後五年間当該帳簿及び添付書類を保存しなければならない。	号	各号	57
同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、		条の十第二	第七条の十三第三号
钓	若しくは第七条の十四	又は次条	
6 解本工事業者は、第二頁の長튷(第三頁の規定こよる記录が行われた司頁のファイル又は電磁	て準用する第七条の七、第七条の九		
現室する系寸碁質に代えることができる。   現室する系寸碁質に代えることができる。   現室する系寸碁質核での他の核器を用いて明確は縁直に表示されるときに   半試言籤をすって前項に	第 第七条の二十又は第七条の二十一におい	第七条の七から気	第七条の十三第二号
- ^ ご至十筆幾くつ也つ幾号と用ゝて用雀二氏'面二受忌されるこぎよ、旨亥己录とらって前貢ニー が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記錄媒体に記錄され 必要に応じ当該営業所によ	の三第一号		
当該各項に掲ける事項又付請負契約の内容で当該各項に掲ける事項に該当するものの変更の内容	第		<b>第一号</b>
「「ほど見」に関いては「見いしの日子」には、「見いしては、「ほじじれた場合にあっては  5   珪設業注第十九条第三項又は注第十三条第三項に規定する措置が講じられた場合にあっては	試験の	一項講習の	第七条の十三、第七条の十四第一
「「「「「「「「「「」」」」」「「「「」」」」「「「「」」」「「「」」」「「「「	第七条の十九	第七条の六	第七条の十二
夏々が野に長り見ぎにより降行とはよりました。  又はその写し(当該工事が対象建設工事の全部又は一部である場合にあっては、法第十三条第一	第七条の	第七条の四第一項	
「はこうだっ)(首度に呼ぶりませばにほうとおくようのであることのでした。であってであって、一は、解体工事ごとに作成し、かつ、これに建設業法第十九条第一項及び第二項の規定による書面	登録試験が	登録講習が	第七条の十一
4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)			
れるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。	登録試験を	十四第四登録講習を	第七条の十第二項、第七条の十四
必要に応じ解体工事業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示さ		二号	
る事項が電子計算機に	項第七条の十八第二項第二号	第七条の四第二項	第七条の七
法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿は、別記様式第八号によるもの		- 7. 2.	
五   技術管理者の夭名   四   工事請負金額	登録試験実施機関	100 全級講習実施機関	、第二条の条の九、第
	の二十一において準用する		
	第七条の十七、第七条の十八及び第七条	前三条	第七条の五第二項
注文者の氏名又は名称及び住所			十五、第七条の十六第四号
		第七条の	不の十四第三項、
第九条 法第三十四条の規定により解体工事業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とす		第七条の	米の十二、第
(帳簿の記載事項等)	登録試験事務	(見出 登録講習事務	九
2 法第三十三条の規定により解体工事業者が掲げる標識は、別記様式第七号によるものとする。			
三 技術管理者の氏名	第七条の二十一において準用する第七条	六第四第七条の十三	七条の三第二号、第七条の十
		第一号_	<i>/</i> \
一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名	第七条第三号	、第七第七条第二号	第七条の三、第七条の五第一項、

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第八条 法第三十三条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(標識の掲示)

(私过书量)

省令第七条第二号の登録を受けている講習又は同条第三号の登録を受けている試験とみなす。受けている試験は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新受けている講習又は同項第三号の指定を第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の解体工事業に係る登録等に関する省令

した者又は同条第三号の登録を受けた試験に合格した者とみなす。 号の指定を受けた試験に合格した者は、それぞれ新省令第七条第二号の登録を受けた講習を受講2 この省令の施行前に旧省令第七条第一項第二号の指定を受けた講習を受講した者又は同項第三

## 附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)

(施行期日)

(経過措置) 1 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

は、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。の他の行為であって、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるもの3。この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によってした処分、手続そ

# 附 則 (平成一九年三月三〇日国土交通省令第二七号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

おける助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前に

-三 解体工事業に係る登録等に関する省令第七条の四及び第七条の十八から十二まで 略

(平成二三年一二月二七日国土交通省令第一〇六号)

この省令は、公布の日から施行する。

則

附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第三四号)

a。 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行す この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行す

# の資金は、建设総法等の一部を女匠になると建り施行の日(平4)附一則 (平成二六年一〇月三一日国土交通省令第八五号)

^る。 この省令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行。

### 則 (平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号):

(施行期日)

附

定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。(中成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規一の第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及

(解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

### 內 則 (平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号)

する。
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年四月一日)から施

抄

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)

(施行期日

の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。 第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)

#### 附 則 (令和元年五月七日国土交通省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

### PM 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)

(前分は、分口三三一月一日) (2) (1) (1) (2) (3)

(経過措置) この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2

# 附 則 (令和三年三月二四日国土交通省令第九号) 抄

する法律の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。 この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正

#### 則 (令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)(平15国文令66・平24国文令34・平26国文令66・令2 国文令66 ・一部改正)

(A 4)

表面		解体工	- 事業登録申請書					(%)	証紙はり付け欄 (消印してはな らない。)		
	登録の種類	*C#1 195 *		録番	号						
	金幣の種類	新規・更新		録年月	目目		年		月	- 1	Ħ
	この申請額	脚により、魚	好体工事	業の猛	を録の	申請を	しま	ŧ.			
		4	年	月	H						
	申請者										
	知平	⊭ 殿									
	フリガ 商号、名称3	ナスは氏名									
			郵便番号	<del>!</del> (	-	-	)				
	住	所				電話番	므 (	,		_	
							9 (				
	法人である フリガ	ナー									
	代表者の	氏 名									
	法人である。 を を を を を を を を を を を を を	といい、相談 Zは出資の網	炎役、麝 数額の1	間及で 00 分の	が総構	主の鍵	決権	カ 100	分の	5以.	上を
	フリガナ 氏 名	役名等(作	常勤・非	常勤)	E	リガナ : 名		名等	(常勤	• 非1	常勤)
	申請時におい	て既に受り	けている	登録							

| 法第31条に規定する者(技術管理者) | 夏 の氏名 | の氏名 | (A 4) 営業所の名称及び所在地 フリガナ 名 称 フリガナ 氏 名 郵便番号(一)電話番号() 所 フリガナ 商号又は名称 郵便番号( ) 所 フリガナ 役員の氏名 役名等 (常動・非常勤) 他の都道府県知事の登録状況 龣 番号 登 登 録 番

- 備 考

  1 ※印のある欄には、記入しないこと。

  2 「新規・更新」については不要なものを消すこと。

  3 総株主の叢映権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとする。

  4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする郵道府県の営業所だけでなくすべての営業所について記載すること。

別記様式第2号(第4条関係) (平24国交令34・令2国交令88・一部改正)

誓

約 登録中篩者及びその役員並びに注定代理人及び注定代理人の 役員は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24 条第1項各号に敵当しない者であることを誓約します。

書

年 月 日

申請者

殿

別記様式第3号(第4条関係)(今元国交令1・今2国交令8・一部改正)

(A 4)

実 務 経 験 証 明 書 下記の者は、解体工事に関し、下記の通り実務経験を有することに相違ないこ とを証明します。

令和 年 月 日 証明者

							証明者		
技術管理者の 氏 名			生年月 日	E E			使用され	年	月から
使用者の商号 又 は 名 称							使用され た 期 間	年	月まで
職名	9	務	経	驗	0	P	容	実務経	験年数
								年年年	月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月
								年年年年年年年年年年年年年年年年年年	月まで 月から 月まで
								年年年	月から 月まで
								年年	月まで
								年	月から
								年年	月から
								年年年	月まで 月から 月まで
使用者の証明 を得ることが できない場合	その							合計満	年 月
できない場合	理由							証明者と 被証明者 との関係	

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、解体した建築物 等の構造等を具体的に記載すること。

別記様式第4号(第4条関係)(平26国交令85・全歌、令2国交令86・一部歌正)

登録申請者 (法 人 の 役 員) 本本 法 定 代 理 人人 法定代理人の役員)

(A 4)

現住所		郵便	野号 (		_	)						
							電	話番号	(	)	_	
商号	. フ ナ、名	リガナ 称又(	は氏名					生生	年月日			
賞	4	: 月	Н			賞	罰	0	内	容		
<b>17</b>												
1	:記の		り相違。 年		ません日	°0						
			т ,	,	ы			氏名				

- - については、不要のものを消すこと。
  - 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5 以上に相当する出資をしている者については、「賞罰」の欄への記載を要さ ない。 3 「生年月日」の欄は、登録申請者が法人である場合は記載しないこと。 4 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

別記様式第 5 号(第 5 条関係)(平15国交令65・平24国交令34・平26国交令65・一部改正)

登録年月日 月 日 表面 有効期間 満了年月日 年 月 Ħ | フリガナ 横了年月日 年 月 日 報子年月日 年 月 日 報任条名称又 住氏名 法人である場合の役員の氏名及び役名等 | フリガナ 役名等 (常動・非常動) 氏 名 役名等 (常動・非常動) 氏 名 役名等 (常動・非常動) 氏 名 未成年者である場合の法定代理人 法定代理 人が個人 である場 合 郵便番号 ( 一 ) 一 電話番号 ( ) 一 フリガナ 商号又は 名称 斯 郵便番号 ( 一 ) — 住 役名等 (常勤・非 常勤) フリガナ 役名等 (常勤・非 役員の氏名 常勤)

備者 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5 以上に相当する出資をしている者については、「役名等」の欄には「株主 等」と記載することとする。

裏面	法第31条。 の氏名	こ規定:	する者(技	術管理者		(A 4)
(H)		営	業所	の名	称及び所	在 地
	フ名	ij	ガ	ナ 称	所 郵便番号( 電話番号(	在 地 - ) ) -

別記機式第6号	(単6 各関係)	(金2周空金os · 一組改正)

(A 4)

		解体工事業	登録事項変更届出書	
<i>_</i> 20	届出	書により、次	のとおり変更の届出を	します。
				年 月 日
			届出者	
知事		殿		
フリガナ 商号、名称又は	氏名			
		郵便番号(	- )	
住	所			
			電話番号(	) —
法人である 場 フリガナ 代表者の氏:	合の 名			
登録番号				
登録年月日			年 月 日	
変更に係る事項	(	変 更 前	変更後	変更年月日

別記様式第6号の2(第7条の6関係) (平18国交令16・追加)

			(登金	暴講習の名	6称)修了証			
	氏	名						
	生年月	H		年	月	B		
	この者は、	解体コ	事業に係る	5登録等に	こ関する省令	第七条領	有二号の着	銀牌習
			ことを証し					
登	録講習の修	了年月	H			年	月	H
交	付 年	月	Ħ			年	月	Ħ
修	了	番	号			第		号
				(政研講及	冒実施機関の	<b>夕</b> 命)		EII
				/ mr. western in	・ (登録番号		番)	m),
L_								

#### 別記様式第6号の3(第7条の19関係)<sub>(平18国交令16・追加)</sub>

(登録試験の名称) 合格証明書 生年月日 年 月 日 この者は、解体工事業に係る登録等に関する省令第七条第三号の登録試験 に合格した者であることを証します。 登録試験の合格年月日 日 交 付 年 月 日 年 月 Ħ 合格証明書番号 号 (登録試験実施機関の名称) 印 (登録番号 第 番)

別記様式第7号(第8条関係) (平23国交令106・一部改正)



技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場 に置かれる技術管理者の氏名とする。

#### 別記様式第8号(第9条関係)

(A 4)

注文者の氏名又は名称							
A-1-4 & 5 1-25	郵便番号	(	_	)			
注文者の住所			電話番	号 (	)	_	
施工場所							
着工年月日及び竣工年		自	年	月	H		
月日		盃	年	月	H		
工事請負金額							
当該工事に係る 技術管理者の氏名							